

第5回防火管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成18年12月14日(木)13:30~17:00

2. 開催場所：日本電気協会 4階C会議室

3. 出席者(順不同,敬称略)

出席委員：小暮主査(東京電力),井川(中部電力),沢田(北陸電力),増田(四国電力),佐野(日本原子力発電),平澤(原子力安全基盤機構),鶴田(総務省・消防庁),鈴木(電源開発) (8名)

代理出席：亀川(九州電力・藤井),坂元(関西電力・藤原),菅原(東北電力・阿部),田中(中国電力・森脇) (4名)

欠席委員：卜部(北海道電力) (1名)

オブザーバ：近藤(日本原子力発電) (1名)

事務局：大東(日本電気協会) (1名)

4. 配付資料

資料5-1 防火管理検討会 委員名簿

資料5-2 第4回防火管理検討会 議事録(案)

資料5-3 第9回運転・保守分科会議事録(案)

資料5-4 原子力発電所の火災防護管理に関するアンケート調査結果の纏め

資料5-5-1 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第1章)

資料5-5-2 J E A G 原子力発電所の火災防護管理指針(第2章)

参考資料1 第17回基本方針策定タスク議事録(案)

参考資料2 第22回原子力規格委員会議事録(案)

参考資料3 IAEA(国際原子力機関)OSART(運転安全調査団)の評価結果について(序文のみ)

参考資料4 Chapter1 Nuclear safety : Basic principles

参考資料5 Chapter2 : Safe design

参考資料6 Appendix R to Part 50--Fire Protection Program for Nuclear Power Facilities Operating Prior to January 1, 1979

参考資料7 防災活動上の問題点に関する事例調査(その2)
-危機管理のための平時からの取り組みについて

5. 議事

(1) 会議定足数確認

本検討会委員総数13名に対して代理者を含めた本日の委員出席者数は12名で,規約上の決議条件の「委員総数の2/3以上の出席」を満たしていることが確認された。

(2) 代理出席者及びオブザーバ参加者の承認

事務局より、上記の代理出席者及びオブザーバが紹介され、小暮主査より代理出席者及びオブザーバの会議参加が承認された。

(3) 前回検討会議事録(案)の承認

事務局より、資料 5-2 に基づき、前回検討会の議事録(案)が紹介され、本内容について承認された。

(4) 第 9 回運転・保守分科会議事録(案)、第 17 回基本方針策定タスク議事録(案)及び第 22 回原子力規格委員会議事録(案)の紹介

事務局より、資料 5-3、参考資料 1,2 に基づき、第 9 回運転・保守分科会、第 17 回基本方針策定タスク及び第 22 回原子力規格委員会の議事録(案)のうち本検討会に関係する議事について紹介があった。

主な項目は以下のとおり。

- a . 基本方針策定タスクとして、日本電気協会の規格体系(JEAC, JEAG)のあるべき姿を規格策定基本方針として提示する。規格体系において各分科会が抱える現状の問題点を整理し、基本方針案作成の参考とする。

(5) 火災防護管理に関するアンケート結果の報告

平澤委員より、資料 5-4 に基づき、火災防護管理に関するアンケート結果の報告があった。

主なコメントは以下のとおり。

- a . 今回のアンケート結果は、このデータを丁寧に見てベストプラクティスを拾うなど、規格案の作成、レビューの際の参考として使っていくこととなる。
- b . 建築基準法が性能規定化されて特認がなくなったので、設備に変更があった場合はその都度行政による審査が必要となった。今後の対応には注意が必要。
- c . 中操だけではなく現場にもプラント知識がある人がいることが望ましい。消防隊が現場に行った時に無線などで中操に連絡するよりも、事業者側で設備を把握している人が現場にいて、状況をその場で判断して確実に中操に連絡することが重要である。
- d . 全部の項目を統一することは難しいが、ベストプラクティスの抽出、共有化できる部分の整理を行い、実用的なものを作っていく。

(6) 火災防護管理指針(仮称)素案の検討

小暮主査より資料 5-5-1 に基づき、また、坂元委員代理より資料 5-5-2 に基づき、火災防護管理指針の第 1 章及び第 2 章について説明があった。今回議論された内容を踏まえて修文を行い、更に検討して行くこととなった。

主なコメントは以下のとおり。

- a . 関連法令の記載方法はどのようにすべきか。年度などを記載すると、法令が改正された時の対応などが、問題となるのではないか。

「規格策定基本方針」及び他規格の記載程度を確認する。

- b . 用語の定義は、現在あいうえお順に記載しているが、カテゴリ順にしたほうが使いやすい

のではないか。

本文の議論をしてから、それに合うようなカテゴリーを検討して、おさまり具合を見極めた上で整理を行っていく。

c . 2章の「火災防護計画書」「火災防護計画」として、あとは各社の文書体系に応じて策定した方がよいのではないか。

「書」を抜いた書き方で修正してみて、再度議論を行う。

d . 規格の使用者がイメージしやすいように火災防護計画書の素案を示して、民間規格の要求に対して現状が足りているのかどうか現状のチェックができるようにしてはどうか。必要最低限の項目をしっかりと落とし込んで、使える規格にまとめるべき。

e . 火災防護計画のターゲットが建屋のように読めるが、サイト全体を網羅できるような記載とすべきではないか。

敷地内というくくりで、修正を行う。

f . 原災法 10 条が適用される場合には、本指針の対象から除外となる。10 条には該当しないが、火事の中で入った時に線量があった場合はどうするのか。JC0 の時は、管理職がボランティアで対応した。

今後、解説 1-1 の記載程度については更に議論して行く。

g . 解説図 1-4 は、法体系を示しているように取り違える可能性があるので、誤解のないように記載の見直しを行う。

h . 解説 1-3 で、火災防護の目的の順番を、人命保護、原子炉安全維持、放射能放出抑制とする。

i . 解説 2. 火災防護計画には、労働基準法に記載がある毒物、高圧、高回転機器などについても配慮した記載するべきではないか。

j . 解説 2-1 に「あるいは発電ユニット毎」とあるが、2 プラント 1 中操などの場合にアンバランスにならないか。

(7) その他

a . 鶴田委員より、参考資料 3~7 に基づき、海外事例などの紹介があった。

b . 3 章以降は次回検討会にて議論を行うため、各委員はコメントがあれば 1 / 1 2 までに各章担当委員に連絡する。各章担当委員はコメントを集約して、案を作成することとなった。

c . 全体のまとめ方についても、上程までに議論して行く。

d . 次回検討会開催は、1 月 2 4 日（水）午後の予定。

以 上